

道路標示工事仕様書

(令和8年度)

広島県警察本部

第1章 総 則

第1 適用範囲

- 1 本仕様書は、広島県警察本部が設置、維持管理する道路標示（既設標示の削除を含む。）の工事（以下「本工事」という。）について適用する。
- 2 特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。
- 3 設計書及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

第2 用語の定義

1 監督職員

監督職員とは、受注工事の施工において、その指定を受けた発注者側の職員をいう。

2 指示

指示とは、発注者側の発議により監督職員が発注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準等を示して実施させることをいう。

3 現場代理人

現場代理人とは、受注者の施工する工事について、工事現場の管理をつかさどる総括責任者をいう。

第3 一般事項

- 1 本工事は、広島県契約規則、広島県建設工事執行規則、広島県土木工事共通仕様書、設計図書最新版及び本仕様書により施工すること。

なお、本工事の工期には、検査期間として14日間を見込んでいる。

- 2 本工事について疑義が生じた場合は、必ず事前に監督職員と十分協議し、指示を受けた上で工事に着手すること。
- 3 本工事の施工に伴う道路使用許可申請の手続きは、受注者において行うこと。
- 4 発注者が本工事の全部又は一部について、必要と認めて期日の制限又は一時中止を命じた場合は、受注者はこれに従うこと。
- 5 標示の更新等、工事完了直後から工事目的物を使用しなければならないときは、発注者は引渡し前であっても工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

6 工事写真

- (1) 受注者は工事終了後、撮影した写真を工事写真帳にし、警察本部には「電子媒体納品書」と共に電子媒体により、工事場所を管轄する警察署には紙媒体により提出すること。
- (2) 工事完成写真は、100万画素程度～300万画素程度の有効画素数のデジタルカメラ

で撮影すること。

(3) 撮影内容

ア 全工事場所の標示種別ごとに、施工前及び施工後の状況が確認できるよう撮影すること。また、施工中の状況写真についても、1工事場所につき1枚程度撮影すること。

イ 施工前及び施工後の写真撮影については、同一場所及び同一方向から撮影し、1枚による撮影が困難な場合は、複数枚撮影をすること。

ウ 施工中の状況写真については、撮影する施工内容が特定の標示種別や作業工程に偏ることなくすべての工程を撮影すること。

エ 施工前及び施工後の工事写真帳を作成する際に、撮影した方位等の情報を各工事場所の備考欄等記載すること。

(4) 電子データによる提出

ア 電子媒体の表記については、「工事番号」、「工事名称」、「電子媒体の内容」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」、「発注者署名欄」、「受注者署名欄」を明記し、ラベル面に必要項目を直接印刷、又は油性フェルトペンで表記することとし、電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は禁止とする。

イ ウイルスチェックは、必ず行うこと。

(5) 工事完成日の記録

新規工事（新設・改正・廃止）については、工事写真帳の通信（備考）欄に施工（完成）日を記載すること。

7 情報セキュリティ対策

(1) 請負者は、本工事の実施にあたり、提供方法及び媒体を問わず、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び契約後に公になった情報を除く、以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(2) 請負者は、機密情報のセキュリティ対策については、関係法令ならびに「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守するほか、発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(3) 請負者は、本工事の実施に関する全ての機密情報について、適正に管理し、かつ、責務を負う者（情報管理責任者）を選任及び配置し、施工計画書の「現場組織表」項目に記載すること。

8 工事仕様書等の情報流出防止

発注者から配付する（配付形態はデータ、ペーパーを問わない。）仕様書や工事設計書などの情報について、次のことを確実に遵守し、情報流出の防止に万全を期する

こと。

- (1) 発注者から配付を受けたデータ情報（以下「データという。」）の取扱い
 - ア ウイルスチェックの実施
データを扱うパソコンはもちろん、データを扱うパソコンと同一ネットワークで接続されているパソコンについては、ウイルス対策ソフトをインストールし、常時ウイルスチェックが行われる環境を整備すること。
 - イ ファイル共有ソフトの使用禁止
データを扱うパソコンへ「W i n n y」に代表されるファイル共有ソフトを、絶対にインストールしないこと。
 - ウ 外部記録媒体の紛失防止
データを保存したメモリースティックなどの外部記録媒体を持ち出す場合には、持ち出し記録簿を作成する等外部記録媒体の管理体制を確立して、当該媒体の紛失防止に徹底を期すること。
- (2) ペーパー情報の取扱い
 - ア ペーパーの紛失防止
ペーパー情報の所在確認はもちろん、社外に持ち出す場合は、出社時、帰社時等適宜その所在を確実に確認し、外部記録媒体と同様に紛失防止に徹底を期すること。
 - イ スキャナーを使用したペーパー情報の取り込み
スキャナーを使用し、ペーパー情報を取り込む場合は、取り扱うパソコンのウイルスチェック及びファイル共有ソフトがインストールされていないことを確実に確認して、情報流出防止に万全を期すること。
- (3) 自宅での作業の禁止（発注者が配付したものに限る。）
情報流出の多くは、データを自宅へ持ち帰って作業中に、ウイルス対策が行われていないパソコンやファイル共有ソフトを介し、インターネット上に流出している。したがって、データはもちろん、ペーパーについても自宅へ持ち帰っての作業については禁止する。
- (4) その他
受注者は、万一、発注者が配付等した情報が外部へ流出した場合、又は流出した可能性がある場合には、監督職員まで直ちに通報すること。

第4 工事現場の管理

1 主任（監理）技術者の配置等

- (1) 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的

な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。

- (2) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、次のいずれかとすること。なお、発注者から請求があったときは、資格を証明する書類を提示すること。

ア 建設業法第15条第2号イ又はロに該当する者

イ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者であって、次のいずれかに該当する者

(ア) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

(イ) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

(ウ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受け、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

- (3) 主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等によりその旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

ア 契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場制作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを監理する必要があるが、該当工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完成後、検査が終了し、事務手続きなどの残務があり、引渡しを受けるまでの期間

- (4) 主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

ア 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき

イ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上の一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

(5) 次の要件を満たす場合、兼務を認める。

ア 請負対象設計金額4,500万円以上9,000万円未満及び建設業法第26条第2項が適用されない工事

(ア) 建設業法施行令第27条第2項が適用される密接な関係のある2件の公共工事で、当該工事箇所相互の距離が10km程度で同一の市町内（安芸郡4町については、同一市町として取扱う。以下同じ。）であること。

※ 密接な関係のある工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう

※ 工事箇所間の距離の算定に当たっては、複数箇所を合併して発注する場合を含め、最も近接する施工箇所を距離算定の基礎とする

※ 本運用による取扱いの対象となる工事箇所は、複数箇所を合併して発注する場合を含め、全て同一の市町内でなければならない

(イ) 兼務の届出に当たり、下請工事の予定を明らかにすること。

(ウ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

イ 請負対象設計金額4,500万円未満の工事

(ア) 主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として兼務する工事（請負金額4,500万円未満のもの）が5件（災害復旧工事に係る現場代理人の件数を除く。）以内であること。

(イ) 兼務する工事箇所が全て同一の市町内であること。

(ウ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

2 現場代理人の配置等

(1) 受注者は、受注者と直接的な雇用関係を有する者を現場代理人として選任し、本工事施工中は常時工事現場に配置すること。ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす場合は、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

ア 請負金額4,500万円未満の建設工事であること。

イ 監督職員等と携帯電話等で常に連絡が取れること

(2) 現場代理人は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。

(3) 次の要件を満たす場合、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

ア 請負金額4,500万円以上9,000万円未満の工事

(ア) 建設業法施行令第27条第2項が適用可能な工事で、同一の専任の主任技術者が当該工事の監理を行うことが認められるものであること。

(イ) 兼務する公共工事が、本件工事を含め2件以内であること。

(ウ) 兼務する工事箇所が全て同一の市町内であること。

(エ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

(オ) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(カ) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

イ 請負金額4,500万円未満の工事

(ア) 兼務する公共工事が、本件工事を含め5件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること。

(イ) 兼務する工事箇所が全て同一の市町内であること。

(ウ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

(エ) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(オ) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

(4) 本工事現場において、他の工事がある場合には、関係者と相互協調して紛議を起ささないこと。

(5) 本工事施工中は、道路使用の適正、交通の危険防止に努めること。

3 受注者は、本工事完了に際して、速やかに不要物件等を撤去し、後片付け及び清掃等を実行すること。

4 建設廃棄物処理関係

本工事から発生する建設廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）」を遵守し適正に処理すること。

「建設リサイクル法」で義務付けのある建設工事を実施する場合、元請け業者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物（特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）が廃棄物になったものをいう。）については、当該廃棄物を基準に従っ

て工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等適正に処理しなければならない。

建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。

なお、建設廃棄物の処理費用には広島県産業廃棄物埋設税相当額を見込んでいる。

また、本工事で発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）を見込んでいる。

- 5 暴力団等の不当要求及び工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
- (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
 - (3) 排除対策を講じたにも関わらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
 - (4) 発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、建設工事契約約款（「以下「約款」という。）第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
 - (5) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - (6) 当該被害により、工期の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

第5 提出書類関係

1 施工計画書

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について次の項目が記載された施工計画書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。ただし、本工事に関係のない項目及び簡易な工事については、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理計画

- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 段階確認に関する事項
- (16) 現場環境改善等の実施内容
- (17) 安全・訓練の活動計画
- (18) その他

受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事を着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を作成し提出すること。

監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

2 現場代理人及び主任技術者等指名届

契約日から14日以内に監督職員に提出すること。

3 工事履行報告書

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、毎月7日までに工事履行報告書を監督職員に提出すること。

4 主要資材購入先名簿及びその添付書類等

受注者は、工事着手前に資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称、所在地及び資材名等を「主要資材購入先名簿」により監督職員へ提出すること。

5 施工体制台帳及びその添付書類等

(1) 受注工事で下請人を雇用する場合、注文書、注文請書及び約款、下請業者の建設業許可証、工事に必要となる資格者証及び雇用関係証明書等を添付して、施工体制台帳を速やかに監督職員に提出すること。

(2) 「県工事を下請けに施工させる場合の留意事項」（建設工事関係要綱等、広島県発行）を遵守し、元請、下請関係の適正化を図ること。

(3) 受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結したときは、特定建設業の許可の有無にかかわらず、また、当該下請契約の請負代金の額の多寡にかかわらず、遅滞なく建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6の例によって各下請人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、その写しを監督職員に提出すること。

また、工事を施工するために締結した下請負契約について、契約約款第7条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、施工体系図及び施工体制台帳の内容に変更を生じた場合は、その都度変更した施工体系図及び施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

施工体制台帳の写しには、下請業者との注文書、注文請書及び約款、下請業者の建設業許可証、工事に必要となる資格者証等及び雇用関係証明書類を添付すること。また、技術者台帳を併せて提出すること。

(4) この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。

(5) 社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

ア 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

イ アの規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

(ア) 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人で次のいずれにも該当する場合

- ・ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ・ 発注者の指定する期間内（原則30日）に、当該社会保険等未加入建設業者がアに掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(イ) (ア)に掲げる下請負人以外の下請負人で次のいずれかに該当する場合

- ・ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ・ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

6 完成通知書

工事完成時に写真帳と共に監督職員に提出すること。

7 工事实績情報システム（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、登録・途中変更・竣工・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、登録時は契約締結の日から土曜日、日曜日祝日等を除き10日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。

なお、共通仮設費率に「CORINS登録にかかる費用」を見込んでいる。

8 建設副産物情報交換システム（COBRIS）への登録

受注者は、最終工事請負金額が100万円以上の工事については、建設副産物情報交換システム（COBRIS）へ登録すること。登録に際しては、副産物の発生しない工事についても対象とする。

登録対象工事については、施工前に当該システムにより作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含め、完成時に同様に作成した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をそれぞれ監督職員へ提出すること。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議すること。

※ 当該システムの利用及び操作方法については、(財)日本建設情報総合センターのホームページ(<http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>)を参照のこと

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提示

適正な廃棄物処理を確認するため、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示しなければならない。提示する産業廃棄物管理票は「D票」または「E票」とする。

なお、工期内に当該「D票」または「E票」の提示が困難である場合については、当面当該「A票」を提示し、後日、当該「D票」または「E票」を提示すること。

10 建設リサイクル

受注者は、建設リサイクル法第9条第1項に規定する「対象建設工事（下記《対象建設工事の定義》参照）」については、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物（特定建設資材(アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材)が廃棄物になったものをいう。)について、建設リサイクル法及び廃棄物処理法を遵守し、適正に処理しなければならない。
- (2) 対象建設工事を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、同法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を

交付して説明しなければならない。

※ 「分別解体等の計画等」「工程表」を添付すること

- (3) 請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第7条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。
- (4) 対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。

なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

ア 「法第12条第1項に基づく書面」及び「法第13条及び省令第7条に基づく書面」は、広島県の調達情報のホームページ

(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>) 中、様式集の建設副産物関係様式により作成すること。

イ 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。

ウ 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

- (5) 受注者は、その請け負った工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第12条第2項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、告知書様式で告げなければならない。
- (6) 受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め本工事の監督職員に提出しなければならない。
- (7) 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適性に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を本工事の監督職員に提出しなければなら

らない。

- (8) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、書面は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を兼ねるものとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

- (9) 本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。ただし、建設資材廃棄物が、破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。

有用物とは有価物たる性状を有するものをいい、客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。

- (10) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処理費）は、前号に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次のアに示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生するイの工事規模の建設工事をいう。

ア 特定建設資材（1品目以上）

- (ア) コンクリート
- (イ) コンクリート及び鉄から成る建設資材
- (ウ) 木材
- (エ) アスファルト・コンクリート

イ 工事規模

工事の種類	規模の基準	
建築物解体工事	床面積の合計	80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計	500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額	1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額	500万円以上

(注) 解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

11 その他

上記のほか、別に発注者が指示した場合、当該書類を提出すること。

第6 安全対策等

- 1 受注者は、所轄警察署の道路使用許可条件・指示事項について、現場代理人及び現場作業員に周知徹底させること。
- 2 本工事現場に現場代理人を配置し、現場作業員の統制及び作業監督を行わせ、誠実な施工と作業事故の防止を図るとともに、第三者に損害を与えないようにすること。
- 3 本工事の施工に当たっては、関係法令を遵守し、交通の妨害その他一般交通に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。
- 4 本工事中は、カラーコン、回転灯、保安柵等の所要の保安施設を適正に設置するとともに、交通誘導員等を配置して、交通の安全と円滑を図ること。
- 5 現場代理人は、施工場所の広狭、交通量、時間等を勘案して、著しく交通渋滞を発生させることのないように施工すること。
- 6 監督職員が特に必要と認めて、早朝若しくは夜間における工事を指定した場合は、これに従わなければならない。

第7 工事施工時における遵守事項の徹底

1 工事中の安全確保

建設機械施工安全技術指針は、国土交通省大臣官房技術調査課長及び国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知（平成17年3月31日）を参考とすること。

2 確実な交通誘導の実施

工事施工時、交通誘導員が工事ヤード外で、また付近通行車両に背を向けての交通誘導は、重大事故につながる危険な行為であることから

- 交通誘導機材を効果的に活用すること
- 交通誘導は必ず工事ヤードの内側で行うこと
- 交通誘導は向かってくる通行車両に対面して行い、事故に遭わないように常に通行車両に注意して誘導にあたること

などの、交通誘導の基本的事項を遵守して、受傷事故の防止に努めること。

3 歩道上への安易な駐停車禁止について

工事資機材の積み卸しであっても、道路使用許可なしに歩道上へ駐停車することは道路交通法に違反する行為であり、また歩行者との人身事故や路上設備への衝突などの事故を引き起こす原因となることから、

- 短時間の工事資機材積み卸しなどによる停車は、車道のできる限り左側端に沿うように行い、絶対に歩道上には停車しないこと
- 工事施工により歩道上に車両を停める場合は、道路使用許可を得て行うこと
- 工事施工に必要な車両を歩道上に停める必要がある場合は、あらかじめカラーコン等で駐車スペースを確保しておき、交通誘導員の誘導によって安全に行うこと

などの基本的事項を遵守して、確実な工事施工を行うこと。

第8 第三者被害発生時の対応

- 1 本工事の施工に際し、他の者が所管する工作物等に障害、損害を与えた場合又は第三者の生命・身体に危害を与えた場合は、その責は全て受注者が負うこと。
- 2 被害が発生した場合は、適切に処置し、その状況を速やかに監督職員に報告すること。

第2章 標示材料

第1 材料

1 様式

道路標示の様式は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号、以下「命令」という。）の定めるところによるほか、本仕様書に基づくこと。

2 路面標示用塗料

(1) 塗料

塗料は、溶融塗料とし、着色顔料、体質材及び反射材で組成する固体成分と合成樹脂からなる結合材を化学的に調合し、品質は日本産業規格 J I S K 5665 3種1号に適合するものとする。

黄色塗料については、鉛クロムフリー化の塗料を用いること。

(2) ガラスビーズ

溶融塗料には、反射材として、日本産業規格 J I S R 3301に適合するガラスビーズを配合させ、その含有量は15%～18%とする。

(3) ペイント塗料

ペイント塗料は、日本産業規格 J I S K 5665 1種（トラフィックペイント常温）に適合するものとする。

(4) 加熱型ペイント塗料

日本産業規格 J I S K 5665 2種に適合するものとする。

(5) 高輝度道路標示

塗料は、路面標示用塗料 J I S K 5665 3種2号相当を基本とした高輝度道路標示特殊塗料を使用すること。

第2 耐久力

標示の耐久力は、天災、金属車輪を有する車両（チェーン装着車を含む。）及び路面工事など、一般交通以外による摩耗、剥離の場合を除き、交通量、道路状況などにより差異はあるが、概ね次の耐久力を有するものでなければならない。

1 溶融式標示

- (1) 横断歩道標示6ヶ月以上
- (2) 実線標示、図示標示12ヵ月以上

2 ペイント標示

駐（停）車禁止標示12ヵ月以上

3 加熱型ペイント標示

はみ禁標示12ヵ月以上

4 高輝度道路標示

- (1) リブの部分12ヶ月以上
- (2) 下塗りの塗装部12ヶ月以上

5 エスコートゾーン

- (1) 交通の著しく頻繁な道路6ヶ月以上
- (2) その他の道路12ヶ月以上

第3 品質（技術）管理

受注者は、監督職員の請求があれば、契約後速やかにテストピース（資料）を提出し使用材料の承認を受けなければならない。

また、検査員が特に必要と認めて指示した場合は、監督職員が工事現場から採取し、封印した材料を公認の試験機関に検査を依頼し、JIS規格の適合性など項目を定めて品質検査を行い、検査結果を提出しなければならない。（この検査に必要な費用は、受注者の負担とする。）

第3章 工事施工

第1 溶融標示

施工は、標準工法（路面の清掃—路面の湿潤除去—プライマー塗布—溶着）とすること。

- 1 プライマーは、1メートル当たり20グラム以上を路面に均等に塗布すること
- 2 ガラスビーズは、溶着と同時に幅15センチメートル、長さ1メートル当たり、20グラム以上を風の影響によって片寄りが生じないように注意して散布し、均等に固着させること
- 3 溶着の仕上がりは厚さ1.5ミリメートル（+0.5ミリメートル以内）で平坦とすること

と

第2 ペイント標示

施工は、原則としてローラー刷毛による手塗り工法とし、塗料はシンナーで薄めず、1キロメートル当たり40リットル以上を使用すること。

第3 加熱型ペイント

施工は、材料の加熱―路面の清掃―路面の湿潤除去―塗装とすること。

- 1 塗料は概ね50～80℃に加熱して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする
- 2 使用量は幅15cm、長さ1km当たり70リットルとする
- 3 塗料の表面には、塗料直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする
散布量は幅15cm、長さ1km当たり59kgとする
- 4 冬季の路面温度が5℃以下で施工する場合は、路面の予熱、塗料の低粘度化等の対策を講じ確実に接着させること

第4 高輝度道路標示

- 1 塗装の幅
15cm (+ 1 cm)
- 2 リブの配列
監督職員の指示を受けること。
- 3 リブの高さ
7mm以下
- 4 リブの形状
リブの先端に著しい突起がないこと。
不整合等著しく見栄えが悪くないこと。

第5 エスコートゾーン

構造及び設置方法については、「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）」（令和6年3月26日警察庁丁規発第53号）に準じて施工すること。

第6 削除工事

道路標示抹消カッター等の削除機械を使用するものを標準とし、路面を著しく傷つけないようにすること。

排水性舗装又はカラー舗装等の高機能舗装の道路標示削除工事においては、原則として超高压水消去工法により施工することとし、舗装面に与える損傷を最小限に抑

え、舗装機能を失うことがないように施工すること。

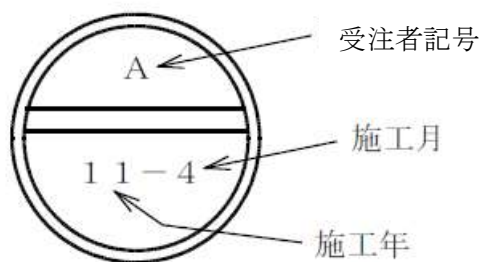
第4章 その他

第1 苦情の報告

工事施工に関して、道路利用者などから苦情があった場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

第2 受注者印

- 1 受注者は、工事施工後、標示の指定する箇所に刻印すること。受注者記号については別途通知する。



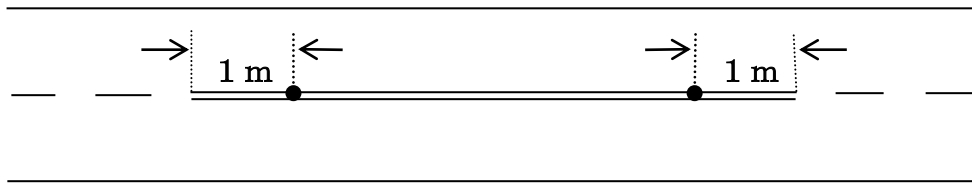
2 刻印箇所

別紙「刻印箇所指定図」のとおり。

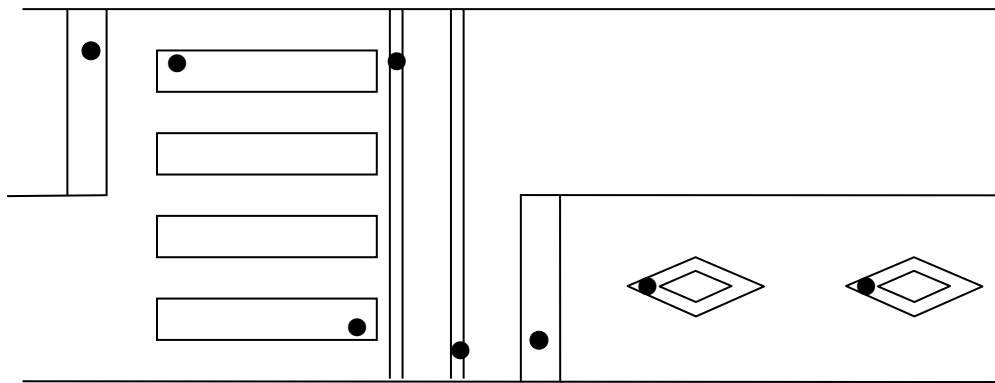
- 第3 本仕様書は、令和8年度に契約する工事について適用する。

刻印箇所指定図

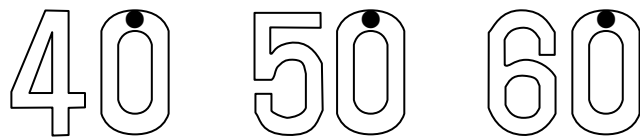
1 はみ禁（始終点から1m中央より）



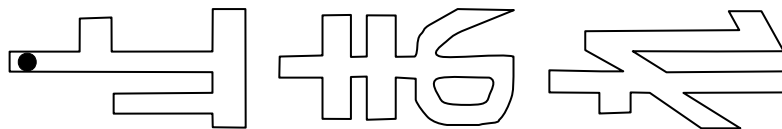
2 横断歩道、自転車横断帯、予告マーク及び停止線



3 速度文字



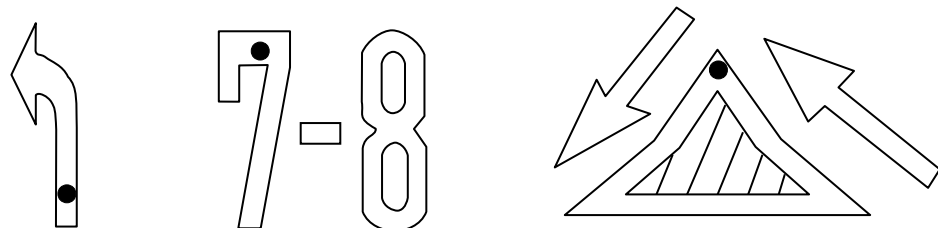
4 一時停止



5 転回禁止



6 その他の例示



注： 例示以外の標示については、車両の進行方向に向かって最も先端部の中央とする。
組合せ図示で部分更新の場合は、上記例示にかかわらず施工した図示に対し刻印する。